

平成26年第9回農業委員会総会議事録

- 1・会議名 有田町農業委員会 総会
2・日時 平成26年9月1日(月) 午後15時00分～16時15分
3・場所 有田町庁舎 第4・5会議室

4・付議事項

- 日程第1 議事録署名委員の指名
日程第2 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について(1件)
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について(4件)
議案第3号 田畑転換等農地の形状変更届について(4件)
議案第4号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定について(3件)
その他 農地パトロールについて

5・出席者

議席番号	出	欠	委員名	議席番号	出	欠	委員名
(14)会長	○		立部 正則	6	○		岩永 久司
(13)副会長	○		前田 裕男	7	○		前田 稔
1	○		島田 満	8	○		福島 晴人
2	○		福田 タエ子	9	○		藤 俊信
3	○		庄山 嘉	10	○		円田 スマ子
4	○		淵ノ上 隆司	11	○		山口 俊彦
5	○		桑原 寛三	12	○		福田 君雄

○農業委員会総会議事録

○事務局

定刻になりましたので、只今から平成26年第9回有田町農業委員会総会を開会いたします。はじめに立部会長より、ご挨拶をお願いいたします。

○会長挨拶

こんにちは。今年は長雨による天候不順が続いています。初穂の時期ですが、その影響により遅れが心配されるところです。先日、県の常任委員会が開催され、出席しました。2,000 m²を超える農地について検討しますが、初めてでまだ慣れていません。頑張っていきたいと思います。

このところ毎回話していますが、農業委員会の制度改革が次の国会に提出されそうです。制度変更に反対する要望書はだいぶ提出されているようですが、どのような形で出てくるかは不明です。皆さんも注意して次の国会を見ていて下さい。

これで議題に入りたいと思いますので、私の挨拶とさせていただきます。

○事務局

只今の出席委員は14名中14名です。定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。それでは有田町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は立部会長をお願いいたします。

○議長

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。有田町農業委員会会議規則第9条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただきますことにご異議ありませんか。(異議なしの声)

それでは本日の署名委員は、5番(桑原)・6番(岩永)委員にお願いします。

○議長

日程第二 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請1番ですが、事務局より説明をお願いします。

○事務局

～資料読み上げ～

今回の申請は、次の5条の1番である〇〇夫婦の家への転用申請をするにあたり、登記簿の確認を行い、自宅前の駐車場及び車庫の部分が畑となっていることが判り、申請人自宅と道路が接道せず浮島の状態のため、今回現況に合わせるための申請となっています。

昭和54年頃に増築等されていますが、当時より駐車場及び回転場として利用されており、国土調査の際に畑で登記がされたものと推測されますが、昭和54年ころと今の現況は変わらない状況です。

今回、顛末書を付けられており、雨水等については、道路横の排水に流れており、許可することに問題はないと思われま

○議 長

次に確認委員の説明をお願いします。

○11番

対象農地は、〇〇地区です。コンクリート舗装も古い状態で、国土調査からの現況と判断できます。

○議 長

説明が終わりました。質問のある方は挙手をもって質問してください。

○議 長

質問がないようでしたら、採決に移ります。農地法第4条の申請1番について許可することに、賛成の方の挙手を求めます。全員賛成により、農地法第4条の申請1番は、許可相当として、県知事に意見書を提出いたします。続きまして、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請1番についてですが、事務局より説明をお願いします。

○事務局

～資料読み上げ～

本申請は、先ほど審議頂いた申請人の自宅西側に借受人である〇〇夫婦の住宅建設での申請となっております。現在、〇〇夫婦は町内のアパートに在住ですが、今回〇人目の妊娠を機に、実家横の農地に住宅建設を計画されております。排水についても、合併浄化槽を設置され、道路横の水路への排水を考えられており、許可することに問題はないと思われま

○議 長

次に確認委員の説明をお願いいたします。

○11番

申請農地は、隣接宅地とレベルであり、排水も可能なので、問題ありません。

○議 長

説明が終わりました。質問のある方は挙手を持って質問してください。

○議 長

質問ないでしょうか。ないようでしたら採決に移ります。

農地法第5条の申請1番について 許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により、農地法第5条の申請1番は許可相当として、県知事に意見書を送付致します。

続きまして、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の2番を議題といたします。

事務局より、説明をお願いします。

○事務局

～資料読み上げ～

本申請地は、〇〇夫婦の住宅建設での申請となっております。現在、申請人である〇〇夫婦は町内のアパートに住んでいますが、子供の成長と共に手狭になり、実家の傍である申請地での住宅建設を計画されています。申請地は、平成6年頃に、従業員駐車場として簡易舗装されており、今回始末書を添付されています。排水計画については、下水道への接続となっており、許可することに問題ないと思われれます。

○議 長

次に確認委員の説明をお願いします。

○10番

申請地は、〇〇地区です。排水も前の町道水路へ可能です。奥にある畑も出入りは可能ですので、問題は発生しないと思います。

○議 長

説明が終わりました。質問のある方は挙手を持って質問してください。

○議 長

質問ないでしょうか。ないようでしたら採決に移ります。

農地法第5条の申請2番について 許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により農地法第5条の申請2番は許可相当として、県知事に意見書を送付致します。

続きまして、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請3番についてを議題といたします。

事務局より、説明をお願いします。

○事務局

～～資料読み上げ～

本申請地は、貸付人と〇〇市に在住である借受人が親子関係であり、今回申請地に住宅建設したいという事で申請されています。申請人が実家の傍で子育てを応援して貰いながら生活したいという事もあり、今回の申請となっています。申請地が道路より奥まった所にある為、進入路については貸付人である親の承諾書を取られており、問題ないと思われます。

排水計画については合併浄化槽で、北側道路横の水路へ排水計画されています。附近耕作者にも同意を得られており、許可することに問題ないと思われます。

○議 長

次に確認委員の説明をお願いいたします。

○12 番

申請地は、〇〇地区にあります。店舗横の駐車場に隣接した建物の中にあり排水対策もされるので、問題ないと思います。

○議 長

説明が終わりました。質問のある方は挙手を持って質問してください。

○9 番

この申請で、排水計画をきちんとされるか、確認したい。

○議 長

本申請地は、実は先月からの案件です。隣接者の施行同意も取られていたのですが、その後、計画建物があまりに隣接家屋に近すぎ

るとの意見が出て、今月に延ばしたものです。その意見を取り入れ、現在お手元の図面になりました。排水についても、先日両者と私
で協議し、両者に境界を挟んで設置することで解決しています。この位置も隣接者からの提案です。

○議 長

質問が終わりました。採決に移ります。

農地法第5条の可申請3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により 農地法第5条の申請3番は、許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

続きまして、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の4番を議題といたします。

事務局より、説明をお願いします。

○事務局

～～資料読み上げ～

本申請地は、譲受人である社会福祉法人が、障害者のグループホームを建設する為の申請となっております。事業計画書も提出され、その計画
によりますと平成27年5月に事業開始予定です。障害者7名に対し、生活支援員1名・世話人3名の4名体制です。隣地の土地についても申請
者で購入され、「やきものの里」を移転される予定です。

排水計画については、下水道への接続となっており、許可することに問題ないと思われれます。

○議 長

次に確認委員の説明をお願いいたします。

○11 番

申請地は、グループホームに隣接して計画されています。排水も公共下水へ排水され、他の農地への問題はありません。

○議 長

説明が終わりました。質問のある方は挙手を持って質問してください。

○議 長

質問ないでしょうか。ないようでしたら採決に移ります。

農地法第5条の規定による許可申請の4番について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

全員賛成により 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の4番は、許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

続きまして、議案第3号 田畑転換等農地の形状変更届についてを議題といたします。
事務局より説明をお願いします。

○事務局

～～資料読み上げ～

本申請地は、北ノ川内、町道 近村・開田線の南側低地に位置です。南側は丘陵地で山林、谷底部の傾斜地で、日照条件が悪く、又、農業機械等による耕作が困難な土地となっており、永年休耕し荒れ地となり雑木が茂っている状態です。

今回、6筆で約 6,924 m²となっております。今後、形状変更後は梅を植えられる予定と聞いております。

○議 長

次に確認委員の説明をお願いいたします。

○12 番

申請地は、下流にため池がありますが、沈砂地も計画されています。将来は畑の予定ですが、他の農地への問題はありません。

○議 長

説明が終わりました。質問のある方は挙手を持って質問してください。

○13 番

形状変更の申請有効期限は、3年間ではないのか？工事が延長したら、再申請しなければならないはず。

○事務局

申請の有効期限について、確認してはおりませんでした。現在の荒廃地から利用できる状況になれば良いという認識でした。
調査の上、次回の総会で報告致します。尚、申請では3年後に形状変更が終了する計画となっております。

○事務局長

計画地の下流には、北川内地区の重要な農業用ため池が在ります。泥水等の流れ込みが無いよう、ため池より上流に沈砂地を設置する指示をしておりますが、今回提出された図面では判り難くなっています。次回総会には、判り易い図面を準備させます。

また、形状変更は現状より嵩上げする計画ですが、現在の水路部を盛っても水が盛土底を流れる恐れがあります。この部分には、暗渠排水管を設置するようにも、指示を出しています。

○議 長

質問ないでしょうか。ないようでしたら採決に移ります。

但し、平成29年3月に植栽の計画ですので、その時点で農業委員会が確認することを条件とします。

議案第3号 田畑転換等農地の形状変更届について、受理することに賛成の方は、挙手をお願いします。

全員賛成により 議案第3号 田畑転換等農地の形状変更届は受理されました。

続きまして、議案第4号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画の町長に対する要請について、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局

第4号第1番の議案書をご覧ください。農業経営基盤強化促進法第13条第1項の規定により、公益社団法人農業公社による買い入れ協議を、町長に対し要請することに意見を求めます。

～～議案書朗読～

今回利用権ですが、公社が〇〇さんから一旦買い取り、来月の総会で△△さんが公社から買い取る予定となっております。

○議 長

説明が終わりました。質問のある方は、挙手を持って質問してください。

○9 番

△△さんが、〇〇さんから直接買っても良かったのでは？

○事務局

農業公社を通すメリットが、2点あります。条件も厳しい点もあります(認定農業者等の諸条件)が、

- ① 農地を売った者に対し、800万円の譲渡所得税基礎控除があります。
- ② 農地を買った者に対しては、不動産所得税の1/3相当額が控除されます。 今回の売買は、其処を利用されているものです。

○議 長

質問が終わりました。採決に移ります。

議案第4号 1番について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

全員賛成により 議案第4号 1番は承認されました。承認を得ましたので、議案第4号1番は、原案どおり買入協議の要請を町長に対し通知することに決定しました。

日程第二 議案第4号 農業経営基盤強化促進法による利用権の設定申請2番についてですが、2番から3番までが借受人が一緒のため、一括して議題と致します。事務局より説明をお願いします。なお、採決については、別々に取りたいと思いますので、よろしくお願いします。

○事務局

～～資料の読み上げ～

本申請地は、現在借受人が一体的に管理されており、利用権の再設定を行うものです。借受人については、面積要件、取得する農地の利用状況、権利取得後の常時従事状況、周辺農地との関係要件は、問題ないと思われますので、農地法第3条の第2項の許可条件は全て満たしています。

○議 長

説明が終わりました。質問のある方は挙手を持って質問してください。

○9 番

申請地の、地番が多い理由は？

○事務局

上空に九州電力の高圧線が張ってありますので、地上権設定するために線の下にある土地を分筆されているからです。

○議 長

他に質問ないでしょうか。ないようでしたら採決に移ります。採決は、別々に取ります。

議案第4号2番について、集積計画の作成を要請することに賛成の方は、挙手をお願いします。

全員賛成により 議案第4号 2番は承認されました。

続きまして、議案第4号3番について、集積計画の作成を要請することに賛成の方は、挙手をお願いします。

全員賛成により 議案第4号 3番は承認されました。

承認を得ましたので、農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定により、町に農地利用集積計画を作成するよう要請することに致します。

○議 長

では、その他の農地パトロールについて、事務局より説明をお願いします。

○事務局

昨年より、皆様において農地パトロールをお願いし、耕作放棄地等の確認をして頂いております。今年度も、農地パトロールを行いますが、総会終了後、各班毎で日程を決定して頂きたいと思っております。別紙、カレンダーと農地パトロール実施案を添付しております。昨年のパトロール結果を反映していますので、対象地は減少しています。宜しくお願いします。

○議長

以上で、本日の日程は全部終了しました。

平成二十六年第9回有田町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

次回は十月一日(月)の予定です。

総会 16時15分 終了

上記は会議録として書記の記載するとおりであるので、ここに署名する。

有田町農業委員会会長 署名

署名 5番

署名 6番

書記 木寺 正文